



ほっとライン **+** plus

名張市子ども相談室発行

こんにちは、名張市子ども相談室です。

入学、進級おめでとうございます。新しい学校生活はどうですか？

新しい環境になって不安な事も多いと思います。なんだか疲れたなと思っていませんか？きっと、あなたが頑張っている証拠だと思います。

そこで、少しだけ力を抜いてみませんか。例えば、映画やドラマの鑑賞や読書をして思いっきり泣いてみるのはどうでしょう。意識的に泣くこと、たくさんの涙を流すこともストレス発散になるようです。他にも、たくさん話をするのもいいですね。どんな事でもいいので、誰かと話をしたいな、なんだかモヤモヤする気持ちをすっきりさせて次の行動に進みたいな、と思ったら子ども相談室に話をしてくださいね。



第6回目 ばりっ子すくすく計画が完成しました！

今回のほっとライン plus と一緒に配った「ばりっ子すくすく計画」は、名張市子ども条例にある 4 つの権利（生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利）を子どもも大人も名張市の全ての人を守るためにどうしていけばよいか、それぞれの役割が書いてあります。昨年、市内の小学 5 年生と中学 2 年生にアンケートを実施した際の意見も入っています。自分たちが住む名張市が子どもの権利をどのように考えているか、一度読んでみてください。

子どもの権利って知ってますか？

「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちが幸せに育っていきえるようにと、国連が作りました。日本も 1994 年にこの条約を認めて実行すると決めました。「子どもの権利条約」というのを聞いた事がある人もいるかもしれませんが、まだまだ馴染みがないですね。「子どもの権利条約」は前文と本編 54 条で成り立っていて子どもに保障する具体的な権利は 1～41 条で定められています。条文の中で、特に大切な 4 つの原則があります。4 つの原則は、それぞれの条文に盛り込まれています。今回は、4 つの原則のうち 2 つを紹介します。

① 差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

② 子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

☆電話相談 電話番号:0800-200-3218(無料)

18歳以下の方

子どもに関することであれば、保護者の方からのご相談も承ります。
大人の方は 0595-63-3118 へお電話ください。ご希望があれば面談もさせていただきますので、一度お電話ください。

相談日時 月・火・木・金曜日 8:30～17:15

水曜日 10:30～19:00

土・日・祝祭日 12/29～1/3 はお休みです

☆メールアドレス:kodomosoudan@city.nabari.lg.jp

迷惑メールとサーバーが判断した場合は届かないことがあります。また、相談室からの返信が携帯などの設定で、受け取れないことがあります。

また、返信については時間がかかることがありますので、急ぎで相談がある場合は、電話相談をしてください。

☆2次元コードからの相談

2次元コードを読み取りアンケート形式で相談を受け付けます。
相談へのお返事を希望される場合は、Web アンケートにご希望の相談方法を入力してください。

